

都道府県水産担当部長 殿

水産庁漁政部漁政課長

低気圧と前線による大雨に対する水産関係の被害防止に向けた対応について

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、暴風、波浪等により水産関係の被害が発生しているところです。

このため、貴殿におかれては、人命の保護を第一として梅雨期及び台風期における水産業関係の被害の未然防止を図るべく、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、周知徹底をお願いします。

なお、このことについて、貴管下市町村に対しましても、周知いただきますようお願いします。

記

1 関係機関の連絡体制の整備等

前線を伴った低気圧が北日本付近にあって東へ進んでおり、前線は21日(土)にかけて東北地方付近に停滞する。中国大陸の台風第14号は、今後東に進路を変えて朝鮮半島付近で温帯低気圧に変わり、22日(日)に前線上を日本海から三陸沖へ進み、23日(月)にかけて前線は本州の南岸まで南下する。また、沖縄の南の熱帯低気圧が北上して、21日には東シナ海に進む。低気圧や前線、熱帯低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が非常に不安定となり、北海道を除いて全国的に広い範囲で、22日頃にかけて雷を伴った大雨となる。

2. 人命を最優先とする行動の徹底

人命第一の観点から、漁業操業や水産業関係施設等の見回りの際には、最新の気象情報(※)、警報、注意報を十分に確認するとともに、次の点に留意しつつ、作業者の安全確保を最優先に、対策の徹底を図ること。

- (1) 暴風雨、異常出水時の施設等の見回りについては、これらの状況が治まるまで行わないこと。
- (2) 暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、施設周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
- (3) 水産業関係施設等の見回りをする際には一人では行かないこと。また、倒壊のおそれのある施設には近づかないこと。

※気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&elem=all&contents=warning>

(4) これまでの地震や台風、記録的な豪雨等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、人命を最優先に行動し、二次災害の防止に努めること。

(5) 出航前の検査や航海条件の事前確認を行うとともに、航海・操業時の安全確保を図ること。乗船中はライフジャケットを必ず着用すること（義務化）。

(※別添 1 を参照。)

3. 海上の漁業用施設の被害防止対策

漁船、定置網、養殖施設など海上にあるものについては、上架、陸揚げ、係留の強化（漁船の係留方法を一点係留から多点係留に変更等）、網抜きなど被害防止対策を講ずること。特に漁港等に係留している漁船については波浪による沈没等に注意し、安全に十分配慮した上で、早めに上架や、陸揚げを行うこと。

4. 陸上の漁業用施設の被害防止対策

荷さばき施設、水産加工施設、漁具倉庫などについては、事前の点検、施設周辺の樋（とい）や排水路の清掃、飛来物による損傷や増水による流出を防ぐための片づけを行うとともに、防風対策をはじめとする被害防止対策を講ずること。

電気で動く機械類は浸水しないよう高所へ移動し、また、停電に備え非常用電源を確保するとともに機器等に接続して作動を確認するなど、事前の準備や点検を行うこと。

被災時に停電や断水等が発生した場合には、畜養施設の維持、冷凍庫での保存について、早急に対応できるよう努めること。特に、冷凍庫・冷蔵庫については、内部の温度上昇を避けるため、停電時の開閉は控えること。

5 漁港施設・海岸保全施設等の被害防止対策

漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置等の安全対策を講ずること。(※別添 2 を参照。)

6. 保険・共済への加入

災害に備えて漁船保険や漁業共済等への加入をご検討下さい。

7. その他

農林水産省ではホームページ（1）やMAFFアプリ（2）により豪雨や台風等の風水害に備えるための予防減災情報をお知らせしておりますので、ご活用下さい。(※別添 3 を参照。)

(1) http://www.maff.go.jp/j/saigai/taisaku_gaiyou/yobou_gensai.html

(2) <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>

(参考資料)

・別添 1：「漁業者の安全対策の周知徹底について（注意喚起）」（令和元年 11 月 29 日付

け元水漁第 1055 号 水産庁漁政部企画課長通知)

「ライフジャケット着用義務違反に伴う罰則適用開始に向けての周知について」(令和 4 年 1 月 25 日付け事務連絡(水産庁企画課))

「AIS 普及リーフネット(改訂版)の周知について」(令和 4 年 3 月 8 日付け事務連絡(水産庁企画課))

- ・別添 2 : 「低気圧と前線による大雨に対する備えと被害報告等について」(令和 6 年 9 月 20 日付け事務連絡(水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室長))
- ・別添 3 : 農林水産省ホームページ・予防減災情報「漁船の係留強化等の被害防止対策を講じ、豪雨や台風襲来に備えましょう！」(水産庁漁政部漁政課)

【災害報告連絡先】

担当者：水産庁漁政部漁政課課長補佐（調整担当） 金野

電 話：03-3502-8397（直通）

E-mail：tadashi_konno740@maff.go.jp

※ 休日、夜間に重大、重要な災害が発生した場合は、個人内線直通又は携帯電話に御連絡下さい。

- ・個人内線直通：03-3502-8181 をダイヤル後、ガイダンスに従い「84469」を入力して下さい。

- ・携帯電話：090-9848-2206（金野）